

広域入所の申込みについて ※市外在住者→守谷市保育所 の場合

市外の方が、守谷市の保育所の申込みをする場合

<A. 守谷市に転入予定がある場合> 【提出先】守谷市役所すくすく保育課 窓口

- 入所希望月の前月末の最終開庁日17時までに、守谷市に転入して住民登録の手続きを完了することを申込条件に、「転入予定者」として取り扱います。

なお、それまでに手続きが確認できなかった場合には、保育所利用承諾の取消（または保育の実施の解除）となる可能性がありますので、ご注意ください。

- 守谷市指定書式の申込書類に加え、「転入確約書」および以下の添付書類の提出が必要となります。

【添付書類1】 転入予定地が確認できるもの（次のいずれかの資料）

- ・不動産売買契約書の写し ※住所、契約者（押印されたもの）、引渡日のわかる箇所を添付してください。
- ・賃貸契約書の写し ※住所、契約者（押印されたもの）、入居開始日のわかる箇所を添付してください。
- ・同居同意書 ※祖父母等の家に同居される場合は、同居予定者に記入してもらい、添付してください。

【添付書類2】 入所希望月の前年度の市区町村民税の課税証明書（父母1部ずつ、コピー可）

《例》 令和8年度入所申込みの場合 ⇒ 令和7年度の市区町村民税の課税証明書の提出が必要

※課税証明書の提出がない場合、申込みは受付できますが、同一点数時の審査において不利な取扱いとなります。

- 既に「退職が決定」している場合は、求職活動での取扱いとなります。「就労確約書」をご提出のうえ、認定期間内（入所希望日から3か月以内）に就労認定基準を満たす就労を開始する必要があります。既に「転職が決定」している場合は、現在の就労先の「就労証明書」と、転職先の「内定証明書」を両方用意し、ご提出ください。

- 現在育児休業中の方については、入所翌月15日までに復職することが前提での申込み以外は、受付できません。

※県外など遠方により、受付期間内に来庁する都合がどうしてもつかない場合は、お住まいの市区町村の保育担当課を通して提出してください。余裕を持って、守谷市への締切日の10日程度前までを目途に提出してください。市区町村の担当者には「広域入所協議書は不要で、申込書類の転送のみでよい」と守谷市役所に聞いている」とお伝えください。

<B. 守谷市に転入予定がない場合> 【提出先】お住まいの市区町村の保育担当課

- 一次受付ではお申込みいただけません。例外として、以下の場合は一次受付から申込みが可能です。

- ・守谷市内で保育士として就労する場合
- ・ひとり世帯等、保育の必要性が高いと認められる場合
- ・すでに市内施設の3～4歳児クラスに入所している児童の、翌年度の継続利用を希望する場合

- 入所が決定した場合でも、単年度入所（年度末までの入所）となります。次年度も引き続き入所を希望する場合は、改めて次年度の入所申込みをし、利用調整を受ける必要があります。

- お住まいの市区町村を通しての申込み及び結果通知となります。締切日の10日程度前までを目途に、お住まいの市区町村の保育担当課に「現在お住まいの市区町村指定書式の申込書類」と、守谷市の指定書式である「管外受託用 広域入所確認シート」をご提出ください。

- 現在育児休業中の方については、入所翌月15日までに復職することが前提での申込み以外は、受付できません。また、転入予定のない方は、「育休延長許容」での申込みは受付できません。